

佐世保農業振興地域整備計画の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）及び農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）に定めるもののほか、佐世保市における農業振興地域整備計画の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(変更手続き)

第2条 農用地利用計画の変更の申出を行う者（以下「申出人」という。）は、別に定める佐世保農用地利用計画の変更マニュアルの規定により、申出書に関係書類を添えて正副2部を市へ提出しなければならない。

- 2 市は、前項の申出書を受領したときは、農用地利用計画の変更申出受領書及び留意事項承諾書（様式第1号。以下「受領書及び承諾書」という。）を作成し、申出人に自署させ、当該申出人に交付するものとする。この場合において、市は、当該受領書及び承諾書の写しを保管するものとする。
- 3 市は、申出人が受領書及び承諾書の記載内容について承諾できない場合は、当該申出に係る農用地利用計画の変更を行わないものとする。
- 4 市は、申出書の内容を審査し、農用地利用計画の変更の可否を決定するものとする。
- 5 市は、農用地利用計画を変更するときは、県及び国と事前に協議を行うものとする。
- 6 市は、変更の可否を決定したときは、その決定の内容及び条件等について申出人に通知するものとする。

(基盤整備地の取扱い)

第3条 市は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成及びその他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地にあっては、法第13条第2項各号の要件を全て満たすとともに、次に掲げる事項について確認されている場合に限り、除外に

係る農用地利用計画の変更を行うものとする。

- (1) 除外を希望する農用地の2辺以上が農地以外の土地に接していること。
- (2) 代替地の検討を3箇所以上行い、当該農用地以外の土地をもって代えることが困難であることが明確であること。
- (3) 隣接地の農業者の農地としての利用意向がないこと。
- (4) 当該農用地周辺部において効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農地としての利用意向がないこと。
- (5) 土地改良区の利用・集積の意向確認及び土地改良区との事前調整が完了していること。
- (6) 事業者が周辺農用地の農業上の利用について配慮する旨の確約書があること。

(既存農家の経営改善への配慮)

第4条 前条の規定にかかわらず、市内で効率的かつ安定的な農業経営を営む農家等が現在の経営を維持し、又は改善するために必要とする事業を行う場合の農用地利用計画の変更においては、営農支援の観点から特段の配慮を行うものとする。

(非自己用住宅の取扱い)

第5条 非自己用住宅の用途による除外申出については、次に掲げる事項について確認されている場合に限り、農用地利用計画の変更を行うものとする。

- (1) 代替地の検討を3箇所以上行っていること。
- (2) 近隣の農業者の同意を得ていること。
- (3) 地権者の営農状況及び賃借等の意向がないこと。
- (4) 地元自治会等との協議が行われていること。
- (5) 入居希望者に対して、周辺状況について説明し、農業上の利用についての理解を求める旨の確約書があること。

(事務局)

第6条 この要領に定める農用地利用計画の変更に係る事務は、農林水産部が行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年 7月 4日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年　月　日

農用地利用計画の変更申出受領書及び留意事項承諾書

(申出人)

住所：

氏名： 様

(受付) 農業畜産課 印

年　月　日付で提出された、佐世保農業振興地域整備計画にかかる申出書類について、佐世保農業振興地域整備計画の事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第2条第2項に定めるとおり、下記留意事項の内容を申し添えた上、受領いたします。

記

【留意事項】

- ①申出書を受付したことにより、農業振興地域整備計画の変更を確約するものではありません。
- ②審査の結果、今回の申出が農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）に定める要件及び事務取扱要領に定められた内容を満たさないと判断された場合、計画変更を不適当とし、計画変更は行わないものとします。
- ③法第11条第1項に定める公告縦覧期間中に、同条第2項に基づく意見書が提出された場合、計画変更に要する期間が延びることがあります。
- ④法第11条第3項に定める異議申出期間内に、異議申出が提出された場合、同条第4項から第8項までの規定により、計画変更に要する期間が延びことがあります。

以上

上記の留意事項について内容を理解しましたので、これを承諾します。

申出人氏名